

## 小学校における消費者教育教材作成研究会設置要綱

## (設置の目的)

第1条 高知県消費者教育推進計画が目指す、被害に遭わない自立した消費者にとどまらず、よりよい社会の発展に寄与する消費者を育成していくため、学校の授業で使用する消費者教育の副教材を作成し、県内の児童に対する消費者教育をさらに推進・充実していくことを目的として、小学校における消費者教育教材作成研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 消費者教育の推進・充実に資する教材作成に関すること
- (2) 前号の教材を活用した研究授業に関すること
- (3) その他消費者教育の推進・充実に関すること

## (構成及び任期等)

第3条 研究会は委員10名以内で構成する。

- 2 委員は、高知県内の小学校の教諭または教諭経験者のうちから文化生活スポーツ部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期については、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。

## (会長)

第4条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、研究会を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 研究会は、高知県立消費生活センター所長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、消費者教育の推進・充実に関して、専門的知識を有する者または団体等をオブザーバーとして出席させ、意見を求めることができる。

## (庶務)

第6条 研究会の庶務は、高知県立消費生活センターにおいて処理する。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は研究会においてその都度協議し定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

## 中学校における消費者教育教材作成研究会設置要綱

### (設置の目的)

第1条 高知県消費者教育推進計画が目指す、被害に遭わない自立した消費者にとどまらず、よりよい社会の発展に寄与する消費者を育成していくため、学校の授業で使用する消費者教育の副教材を作成し、県内の生徒に対する消費者教育をさらに推進・充実していくことを目的として、中学校における消費者教育教材作成研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 消費者教育の推進・充実に資する教材作成に関すること
- (2) 前号の教材を活用した研究授業に関すること
- (3) その他消費者教育の推進・充実に関すること

### (構成及び任期等)

第3条 研究会は委員10名以内で構成する。

- 2 委員は、高知県内の中学校の教諭または教諭経験者のうちから文化生活スポーツ部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期については、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。

### (会長)

第4条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、研究会を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 研究会は、高知県立消費生活センター所長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、消費者教育の推進・充実に関して、専門的知識を有する者または団体等をオブザーバーとして出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第6条 研究会の庶務は、高知県立消費生活センターにおいて処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は研究会においてその都度協議し定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。